

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 27 年 12 月 2 日 10 : 00 平成 27 年 12 月 2 日 11 : 35
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木幸江、鈴木孝則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	総務課長
6、職務のため出席した者	議長、副議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第 1 平成 27 年第 7 回埴町議会定例会の運営について
8、議事の経過	<p>鈴木孝則副委員長開会、大縄武夫委員長あいさつ</p> <p>第 1 平成 27 年第 7 回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1) 町長提出議案について</p> <p>委員長：総務課長に説明を求める。</p> <p>総務課長：提出議案 11 件の説明をする。なお、追加議案 1 件提出予定である。</p> <p>(説明省略)</p> <p>委員長：質疑はあるか。</p> <p>委員長：駅のトイレの管理は J R でないか。</p> <p>総務課長：町の施設に区分されている。</p> <p>委員長：そのほかなければ提案通り受理する。</p> <p>(総務課長退席)</p> <p>委員長：休憩する。</p> <p>(休憩)</p> <p>(2) 議員発議について</p> <p>事務局：少子高齢化対策及び林業振興に関する決議 2 件である。</p> <p>委員長：質疑はあるか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>委員長：2 件の決議が提案される。</p> <p>(3) 一般質問について</p> <p>委員長：次に移る。事務局に説明を求める。</p> <p>事務局：通告書に基づき、通告者 5 人の質問内容を説明する。</p> <p>(説明省略)</p> <p>委員長：質疑はないか。以前と同じ質問を通告している議員もいるが。</p> <p>鈴木(孝)委員：鈴木茂議員の危険家屋を 3 件と断定しているのはいかがなものか。</p>

委員長：特定されるのであれば危険家屋があることのみ表記することでよいと思う。  
本人確認の上事務局に調整させる。

(異議なし)

委員長：鈴木幸江議員の選挙に関する質問は法に触れないか。

事務局：どのような意図で質すかが問題。

(鈴木幸江議員が委員長に説明)

委員長：表現を変えて通告してほしい。

(異議なし)

委員長：藤田高志議員は何回も同じ質問をしているが。

事務局：提出時の話では、これまで質問したが前に進んでいないように見えるので再度その進捗を含め質問したいとのことであった。

委員長：これでよいか。

(異議なし)

委員長：一般質問はこの通り受理してよいか。なお、2 議員に対しては訂正を求め、調整は委員長に委任されたい。

(異議なし)

(4) 請願・陳情等について

委員長：陳情は、商工会からである。議員配布としたい。なお、本日受理した陳情があるが例により次回配布としたい。

(異議なし)

(5) 諸般の報告について

事務局：前回同様諸般の報告のうち説明が不要なものはタブレット又は原本の確認ができるようにし、議員には配らない。

委員長：これは以前決めたこと、そのようにしてほしい。

(6) 会期・日程(案)・・・・・・・・・・別紙

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：会期日程を説明する。

(説明省略)

委員長：実質 3 日間の案である。質疑意見はあるか。

(異議なし)

委員長：正副議長意見はあるか。

(特になし)

委員長：そのように決定する。

(7) その他

小林委員：一般質問の制限時間を 60 分にする件を話し合ってもらいたい。

委員長：この件を議題にしたい。以前は 60 分以内が望ましいとしてきたが、前回の定例会での一般質問は 80 分という議員もいた。内容を見ると 60 分でもできたのではないかということである。

鈴木（孝）委員：60分ぐらいがいいと思うが、全議員で協議したほうがよいのではないか。

小林委員：その通りだが、議運としては60分として全協に意見を求めたらどうか。

（「60分で問題ない」という人あり。）

事務局：会議録確認のため何回か録音を聞き、未定稿の会議録もある。内容からすると、効率的に進まないと思われるのは議員だけでなく答弁側にも問題がある。制限時間だけを短くしても解決にはならないのではないか。会議録を各委員が読んでそれから協議してはどうか。

小林委員：読む必要はない。同じ議場にいたのだから読まなくても分かる。

割貝委員：委員全員で読む必要はないが、事務局が今説明したのはこの部分だということの説明すればよいのではないか。

（「委員長が確認すればよい。」という人あり。）

委員長：この件に関しては後日協議したい。

委員長：これで委員会を終わる。

副委員長 閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長